

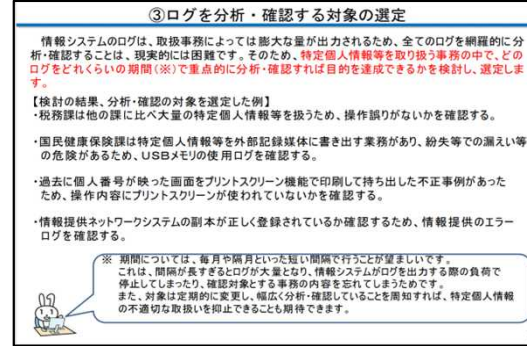
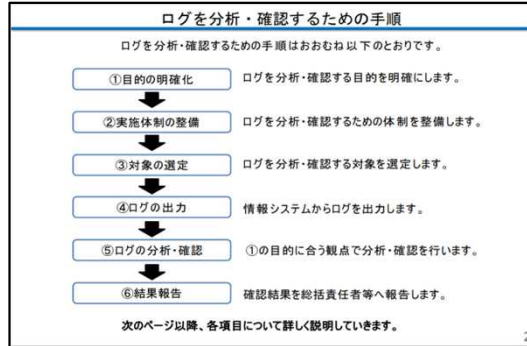
令和 5 年度実施の特定個人情報取扱いの状況に係る 地方公共団体等による定期的な報告に関するフォローアップ実施状況

令和6年3月13日

1. ログの分析等関係

ログの分析等の項目について「令和5年度中に実施できない。」と回答した89機関に対して、個別に電話連絡し、必要に応じて、ログの分析・確認方法について説明している委員会公表資料を紹介するとともに、個別に具体的な状況等に関する認識をヒアリングし、各機関の実態に合わせてアドバイスをを行った。

＜紹介した資料（一部抜粋）＞



⑤ログを分析・確認する際の観点

ログを出力したり、表計算ソフトやデータベースソフトに取り込むことで、分析・確認が行いやすくなります。必ずしも高度な分析ソフト等を導入する必要はなく、表計算ソフトのフィルタ機能や検索機能を利用して分析・確認することは可能です。分析・確認する際の観点を以下に例示します。

【分析・確認する観点的例】（不必要な箇所は赤出しされていないものを確認する目的での観点的例）

項目	観点	観点内容	確認結果	確認日時	確認者	確認内容
A	①	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力
	②	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力
	③	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力
	④	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力
B	①	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力
	②	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力
	③	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力
	④	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	2022/02/28 09:00	山田 太郎	特定個人情報の入力

① 不自然な曜日・時間帯に特定個人情報を利用している。
 ② 通常とは異なる端末を使用している。
 ③ 確認が行われていない操作で特定個人情報取得しようとしている。
 ④ 通常行わない操作で特定個人情報取得している。
 ※ 同一の特定個人情報取得も参照している。

資料URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/log_bunseki.pdf

➤ 対象機関の報告に対するアドバイスの例

項目	対象機関の報告	アドバイス内容
ログの分析等	分析・確認手法の専門知識を持つ職員がいないため実施できない。	専門的な知識がなくとも、委員会公表資料に沿って、表計算システムのフィルタ機能等を利用することにより、ログの分析・確認は可能である旨、説明した。
	他の業務との兼ね合いで多忙であり、実施できない。	全てのログを網羅的に確認しなくとも、不自然な曜日・時間帯に、ログイン、操作していないか等、特定の期間をピックアップすることにより、ログの分析・確認は可能である旨、説明した。

➤ ログの分析等のフォローアップ総評

- ◆ 令和5年度中に実施できない理由として、「手法が分からない」、「体制が整っていない」という意見が多かったが、紹介した資料に基づき、ログの分析対象の選定方法やログを分析する際の観点等について説明した結果、多くの機関から「委員会公表資料を参考として速やかにログの分析を実施したい」といった今後の改善を期待できる発言を得られた。
- ◆ ログの分析の対象範囲や分析手法について、令和5年度中に検討が間に合わない機関においても、令和6年度に改善を行う旨の発言が得られた。
- ◆ 令和4年度に実施した、メールでの資料提供によるフォローアップよりも、相手先への強い働きかけができたものと考えられる。

2. 委託・再委託関係

委託先・再委託先の監督について「令和4年度に実施していない。」と回答した85機関に対して、個別に電話連絡し、必要に応じて、データ入力業務の委託先に対する監督について説明している委員会公表資料を紹介するとともに、個別に具体的な状況等に関する認識をヒアリングし、各機関の実態に合わせてアドバイスをを行った。

< 紹介した資料（一部抜粋） >

特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について

令和4年4月
個人情報保護委員会事務局

はじめに

行政機関等・地方公共団体等（以下「行政機関等」という。）において、書面での申請等があった特定個人情報等のデータ入力業務を民間事業者に委託しているケースが見受けられる。

個人番号利用事務等の委託については、番号法第10条第1項及び第11条において、講ずべき措置が規定されている（スライド10参照）。

しかしながら、近時、データ入力業務の委託先において、最初の委託者である行政機関等の許諾を得ることなく、無断で再委託された事業者が相次いで発生している。委託元は、再委託先に対する間接的な監督義務を負っており、再委託で間違いが生じた場合には、委託元の再委託先に対する監督責任が問われることとなる（スライド7参照）。

そこで、行政機関等におけるデータ入力業務の委託先に対する監督について、特に留意すべき事項を次の4つの段階に分け、それぞれのポイントを紹介する。

なお、マイナンバーガイドラインで求めていること以上のことについても本誌に記載しているが、あくまで手戻の例示として記載している点に留意したい。

委託について留意すべき各段階

1. 委託先の選定
2. 委託契約の締結
3. 契約履行中の委託先の監督
4. 成果物の納品及び契約終了

2-1. 委託契約の締結

～委託先における取扱状況の把握に係る規定～

ポイント！

- 番号法第11条に基づく必要かつ適切な監督を実施するために必要な資料の提出を義務付ける規定を盛り込む。
- 委託先に対し、委託先、再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して、定期的な報告を義務付ける規定及び無予告で実地の監査・調査等を行うことができる規定を盛り込む。

※解説

6ページで記載する「契約履行中の委託先の監督」において重要なのは、委託先における特定個人情報等の取扱状況を把握することであるが、委託先の選定理由として、委託先が行う実地の監査・調査等で十分な監督を確保することができないことを防ぐために、番号法第11条に基づく必要かつ適切な監督を実施するために必要な資料を提出しなければならない旨の取扱を盛り込む。委託契約において、委託先、再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して、定期的な報告を委託先に義務付ける規定を盛り込む。また、委託元が再委託先の作業場所に臨場して、特定個人情報等の取扱状況を把握するために、契約期間中に、無予告で実地の監査・調査等を行うことができる旨の規定を盛り込む。

3-1. 契約履行中の委託先の監督

～委託先における取扱状況の把握～

ポイント！

- 契約に基づき、特定個人情報等の取扱状況に関して定期的に報告を受け、契約期間中に無予告で、実地の監査・調査等を行う。
- 定期的な報告や監査・調査等の結果の内容を十分に検討した上で、問題があれば改善を促し、必要に応じて委託契約の解除等を検討する。
- 委託先が履行不能となった場合の対応について事前に検討する。

※解説

契約に基づき、委託先、再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して定期的に報告を受け、当該報告の内容を十分に検討するほか、契約期間中に、実地の監査・調査等を行い、問題があれば改善を促し、必要に応じて委託契約の解除等を検討する。また、実地の監査・調査等については、例えば、次のような観点で実施することが考えられる。

- 作業場等に従って作業が行われているか。
- 届の原票を基にデータ入力を行っている場合は、作業場所に現物があるか。
- 1枚当たりの入力時間及び勤務実態を確認し、納品数量と著しい相違がないか。

契約違反による契約解除や削減等により委託した業務が履行不能となった場合の対応について、別の事業者と代替契約等で委託する。委託元から入力するなどの対応を事前に検討することで、不測の事態に対して適切に対応することができる。

資料URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/itaku_kanntoku.pdf

➤ 対象機関の報告に対するアドバイスの例

項目	対象機関の報告	アドバイス内容
委託先の事前確認	契約内容に安全管理措置等を規定しているため事前確認は行っていない。	業務を履行できない業者の可能性もあるため、あらかじめ確認する必要がある旨、説明した。
委託先からの報告	問題が生じた案件がなかったため報告を求めている。	委託先の適正な取扱いを確保するためには、委託先からの報告は重要であり、番号法(※1)11条で委託先の監督義務がある旨、説明した。
再委託先の事前確認	新規の再委託先がなかったため行っていない。	同じ再委託先であっても、安全管理措置の状況が変わっていないかなど確認する必要がある旨、説明した。
再委託先の監督状況	再委託先の監督状況等の確認手法が確立していないため、行っていない。	委託元は、再委託先に対して間接的な監督義務があることから、委託元は再委託先が取り扱う特定個人情報について適切な安全管理が図られるかどうか把握しておく必要がある旨、説明した。

➤ 委託・再委託のフォローアップ総評

- ◆ ガイドライン(※2)や紹介した資料に基づき、「委託先の安全管理措置について確認する必要があること」や「委託元は、再委託先に対して間接的な監督義務があること」等、各機関の実態・理解度に沿った対応を促した。
- ◆ 安全管理措置を実施することの意義を丁寧に説明したことにより、多くの機関から「漏えいを予防することが大事だと理解した。認識を改める。」といった今後の改善を期待できる発言が得られた。
- ◆ フォローアップのタイミングでは、委託契約等が終了していたため、令和5年度中に改善できなかった機関においても、令和6年度に改善を行う旨の発言が得られた。

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 ※2 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）

3. 特定個人情報保護評価関係

特定個人情報保護評価の事後評価に関するフォローアップ

○ 令和4年度に事後評価の適用対象となり得ると整理された下表の5つの事務について、特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）が「未実施」と回答した263機関に対し、実施状況等の追加調査を行った。当該調査の回答時点においても、事後評価が未実施であった機関に対し、必要に応じて電話による個別フォローアップを行った。

定期的な報告で「未実施」と回答した機関数内訳

調査項目	未実施
新型コロナウイルス感染症の予防接種事務	86
令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務	70
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務	162
令和4年度出産・子育て応援給付金の支給事務	65
その他告示に掲げる都道府県又は市町村から支給される給付の支給事務	30

フォローアップ

**261/263 機関が
保護評価実施済み**
(令和6年3月13日現在)

※ 残り2機関のうち、
・ 令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた地域の1機関については、実施義務があるかも含め、状況を確認中。
・ 残り1機関も今年度中に保護評価が実施済みとなる予定。
(現在、住民等への意見聴取実施中)

* フォローアップ対象機関数（263）は重複を省いた数値であるため、各事務における回答数の合計値と一致しない。

※ 保護評価は原則として特定個人情報ファイルの保有前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施する必要があるが、事後評価は、災害その他やむを得ない事由により、例外的に特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後に評価を実施することが認められるものである（特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項）。

このように例外的に事後評価として認められた場合であっても、同項に基づき特定個人情報ファイルの保有後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに保護評価を実施することが必要。